

(令和5年度第1期)

屋久島町役場本庁舎「大屋根のひろば」キッチンカー移動販売事業者募集要項

1 事業内容

(1) 目的

屋久島町庁舎の利用者へのサービス向上及び島外からのビジネス・観光客への屋久島地杉のPRを図ることを目的に、フォーラム棟大屋根のひろばを活用した、キッチンカー移動販売店舗スペース提供事業を実施する。

(2) 設置場所

屋久島町役場本庁舎フォーラム棟「大屋根のひろば」

2 設置期間等

(1) 設置期間

令和5年5月1日から6月30日までの開庁日

(※本事業は令和5年度末まで継続して実施しますが、より多くの事業者が参加できるように四半期ごとに募集を行います。詳細につきましては「出店申込イメージ図」をご参照ください。)

(2) 設置時間

午前10時30分から午後2時00分まで ※開店準備等は午前9時30分からとします。

(3) 設置スペース

1日最大3台まで

※公用又は公共の用に供するため出店不可となる場合があります。

3 使用許可条件

(1) 出店料 300円/日

(2) 電源 100円/日(電源を使用する場合、別途徴収します。)

(3) 設置条件 別紙「設置・運営に係る基本条件」のとおり

4 応募資格

下記の要件をすべて満たす者

- (1) 食品衛生法による営業許可を有する者で、営業の種類が自動車による飲食店営業である者
- (2) 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者
- (3) 出店期間の始期において営業許可証の期限が有効である者
- (4) 保健所が定める、適切な衛生管理と加工(調理等)ができる者
- (5) 賠償責任保険に加入している者
- (6) 過去2年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていない者
- (7) 経営不振の状況(破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がなされている、特別清算手続その他の清算手続が開始されている、又は手形取引停止処分となっている状況をいう。)にある者でないこと

- (8) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）でないこと
- (9) 暴力団等反社会的勢力又は元暴力団等反社会的勢力が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配する者でないこと
- (10) 暴力団等反社会的勢力又は元暴力団等反社会的勢力をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者でないこと
- (11) 暴力団等反社会的勢力又は元暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

5 応募手続き

(1) 応募期間

令和5年4月14日から4月26日まで

(2) 受付場所

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

屋久島町役場本庁舎2階 政策推進課財産管理係

(3) 申請書類

①初回申込時（令和5年度内）

- ア キッチンカー設置申込書
- イ 営業許可証一式の写し
- ウ 食品衛生責任者資格証の写し
- エ 法人登記簿謄本又は住民票（3ヵ月以内のもの）
- オ 損害賠償保険証書の写し
- カ 販売車写真画像（車幅、車高を記入）
- キ 希望日程表

②2回目以降（令和5年度内）

- ア キッチンカー設置申込書
- イ 希望日程表

※申込書類等の提出は、受付場所へ持参又は郵送（郵送の場合は期限必着）

※初回提出時の書類に変更が生じた場合は変更後の書類を提出ください。

(4) 提出部数

1部（応募に要する費用は、応募者の負担とする。）なお、提出された書類は返却しません。

6 設置許可

- (1) 販売業者については、応募資格等に基づき適否を審査し、キッチンカー店舗を決定します。
なお、島外業者も申込可能ですが競合した場合は島内業者を優先して設置業者とします。
- (2) 決定となった販売業者には、許可書と納付書を交付します。

- (3) 販売業者が使用料等を滞納、または公序良俗に反する使用をした場合、その他、酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び当町が不適当と判断したものを販売した場合は、使用許可を取り消します。販売業者が許可の取消しを受けた場合において、販売業者に損害が生じて、町は一切その責めを負いません。

7 損害賠償

- (1) 出店者はその責めに帰する事由により庁舎施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、庁舎施設を現状に回復した場合はこの限りではありません。
- (2) 出店者は、出店場所の使用に当たり、屋久島町または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- (3) 販売の実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じて、町はその責めを負いません。

8 定めのない事項等の処理

この募集要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、町と出店者の協議の上処理するものとします。

9 問い合わせ先

〒891-4207

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

屋久島町役場本庁舎 2 階 政策推進課財産管理係

TEL 0997-43-5900 FAX 0997-43-5905